

受付期間 **4月1日(金)～5月31日(火)** ※厳守

今年度から受付期間が納期限までに変更になりました!

★申請は毎年必要です。前年減免認定を受けた方も必ず申請してください。

※前年減免認定を受けた方には、申請様式を4月上旬に送付します

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ②自動車検査証または写し
- ③運転免許証(軽自動車等の運転者)または写し
- ④マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード等)

- 障害者本人が申請する場合…マイナンバーカード等が必要
 - 代理人が申請する場合…障害者本人の申請に必要なものに加え、代理の方の本人確認ができる運転免許証などの顔写真付身分証明書の写し、委任状が必要
- ▶提出先/税務収納課・各支所窓口

問い合わせ
市役所 税務収納課 市民税係 ☎57-8504

身体障害者等の方の軽自動車税(種別割)減免制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方が対象になります。

減免の対象

自動車の所有者※1	運転者	車両使用の内容	台数等
身体障害者本人	身体障害者本人	移動のため	1台 車種は 自家用のもの
身体障害者の方(18歳未満)・知的障害者の方・精神障害者の方、またはその方と生計を同一にする方※2	身体障害者等の方と生計を同一にする方または障害者等の方を常時介護する方※3	身体障害者等の方の通院・通学(通園)・通所・通勤のための送迎	

- ※1「所有者」…原則として、所有者が身体障害者の方の名義であること(=身体障害者の方が軽自動車税(種別割)の納税義務者になっていること)
- ※2「生計を同一にする方」…同居の親族が条件(別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみ対象)
- ※3「常時介護する方」…障害者の方の通院等のために継続して日常的(週1日以上、もしくは月4日以上)に運転する方

減免の要件

- ①身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害者認定を受けた部位や等級によって減免の可否が異なりますので、お問い合わせください)
- ②知的障害者の方は、療育手帳A1、A2判定の等級の交付を受けている方
- ③精神障害者の方は、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

※普通自動車税(種別割)の減免を受ける方は、軽自動車税(種別割)の減免を申請することはできません。普通自動車税(種別割)減免制度のお問い合わせ、および減免申請は中央東県税事務所(☎088-866-8510)へ



国保の手続きは2週間以内に行いましょう

4月は引越や就職、退職などにより、保険内容が変わる方が多い時期です。手続きによって異なりますが、どの手続きにも本人確認書類と併せて世帯主と対象者の個人番号(マイナンバー)が必要です。

加入の届け出が遅れると…

国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

喪失の届け出が遅れると…

返却すべき国保被保険者証を使って医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返納していただくことになります。また、国保とほかの健康保険の両方に加入した状態では、保険料を二重に支払ってしまふことがあります。

※納めていただいた国保税は、5年を経過した分は時効により還付できなくなります

■こんなとき↓必要なもの
・職場の健康保険(被扶養者

を含む)に加入した↓全員の新しい健康保険証・香南市国保被保険者証

- ・職場の健康保険の資格(被扶養者を含む)を喪失した↓職場の健康保険の資格喪失日・被扶養者でなくなった日の分かる書類
- ・転入した↓転出証明書
- ・転出した↓香南市国保被保険者証
- ・修学のために転出する↓学生証または在学証明書
- ※修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます

問い合わせ

市役所市民保険課



香南市営業時間短縮要請協力金の申請受け付け

高知県から飲食店等に対して、令和4年2月12日から3月6日まで営業時間の短縮要請が行われました。この要請に応じて、営業時間の短縮等に協力いただいた市内の飲食店等の事業者に対して、市独自の協力を支給します。

対象者

- ①市内に営業時間短縮要請の対象施設を有していること
- ②高知県営業時間短縮要請協力金(第2期 まん延防止)を受給していること
- ③営業時間短縮の要請を行った日以前から法令等で定める営業に必要な許可等取得していること
- ④今後も市内で事業を継続する意思があること

支給額

営業時間短縮要請に協力した日数(23日間)×1万円=23万円

必要書類

- ①交付申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③高知県営業時間短縮要請協力金(第2期 まん延防止)支給決定通知書の写し
- ④通帳(口座番号等が確認できる部分)の写し
- ⑤本人確認書類(個人事業者のみ)の写し

申請方法

申請書は原則郵送で受け付けます。申請書等は市ホームページからダウンロードしていただくか、本庁舎各支所等で配布しています。

申請期間

4月4日(月)～7月29日(金)

問い合わせ

市役所商工観光課

地下水を守っていきましょう

地下水は生活・農業・工業用水等に使用されており、私たちの生活には必要不可欠です。「香南市地下水涵養モデル事業」を活用して、地下水の保全にご協力をお願いします。

対象者

ビニールハウスで農業を営んでいる方

補助対象

ビニールハウスに降った雨水を地下浸透させるための施設設置に要する経費

補助率

・上水道または工業用水道の井戸から半径50メートル以内の農地：10分の10以内(上限100万円)

・その他の農地：2分の1以内(上限50万円)

問い合わせ

市役所農林水産課

マイナンバーカードの休日交付・更新手続き

マイナンバーカードの交付・更新手続きを月1回、日曜日に行っています。ご希望の方は事前に予約をお願いします。

日程

4月24日(日)、5月15日(日)、6月26日(日)

※7月以降の休日の開庁日については広報7月号でお知らせする予定です

問い合わせ

市役所市民保険課

マイナンバーカードの有効期間の取扱い変更

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それに伴い、マイナンバーカードの有効期間についても次のとおり変更となりましたのでお知らせします。

申請受付日が令和4年4月1日より前の場合

20歳以上の方の有効期間10年(それ未満は5年)

申請受付日が令和4年4月1日以降の場合

18歳以上の方の有効期間10年(それ未満は5年)

問い合わせ

市役所市民保険課

お墓を建てる場合や改葬する場合は許可が必要です!



お墓を新しく建てたり、既存のお墓から遺骨等を改めてお墓やお寺に納骨する場合(改葬)には、個人・宗教法人等を問わず事前協議や許可が必要です(墓地・埋葬に関する法律第10条等)。

特に、用地が農用地の場合は、事前に農業委員会で別途手続きが必要です。また、個人や不動産業者・石材店等が墓地として造成し、分譲することはできません。

●問い合わせ ●環境対策課 ☎57-8508

マイカーから乗り換えなしで安くて便利な高速バスで、京阪神・四国内へらくらくアクセス! 高速バスへの送迎にもご利用いただけます!

「高知中央インター」高速バスのりば

無料駐車場(事前予約制)約200台完備!

●ご予約・お問い合わせ…ジェイアール四国バス 予約センター ☎088-866-2489 (予約受付時間 9:00~18:00)

詳しくはこちら

ジェイアール四国バス

「土佐赤岡どろめ祭り」開催中止のお知らせ

4月24日(日)に開催を予定していた「第65回土佐赤岡どろめ祭り」は、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの来場者や関係者の皆さまの健康と安全を第一に考慮した結果、やむなく中止することとしました。開催を楽しみにしていた皆さまには大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■問い合わせ/土佐赤岡どろめ祭り実行委員会事務局 (市役所商工観光課) ☎50-3013